

### ニアス人スクウォッター焼き討ち事件：インドネシア、西スマトラ州西パサマン県の事例より

中島, 成久 / NAKASHIMA, Narihisa

---

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

異文化. 論文編 / 異文化. 論文編

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

205

(終了ページ / End Page)

232

(発行年 / Year)

2016-04-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013324>

〔論文〕

# ニアス人スクウォッター焼き討ち事件

## —インドネシア、西スマトラ州西パサマン県の事例より

中島成久

NAKASHIMA Narihisa

### はじめに

インドネシア、西スマトラ州西パサマン県におけるアブラヤシ農園労働者の問題をこの数年研究してきた。<sup>1</sup>そうした研究の蓄積のなかで、西パサマン県においては、アブラヤシ農園労働者として、ニアス人が圧倒的に多数を占めているという事実を知った。<sup>2</sup>それはなぜかを解明する必要があるが、それに関するまとまった報告を書く前に、ニアス人スクウォッター焼き討ち事件について考察する。

西パサマン県のコトバル村 (Nagari Kotobaru) ギリマジユ支村 (Jorong Giri Maju) とキナリ村 (Nagari Kinali) の保護林内、海拔 2920 メートルの火山であるパサマン山山麓部に 1990 年代の後半からできたニアス人集落が、2010 年焼き討ちにあったという事件のことを 2014 年の調査で知った。

そうした保護林内に違法に住む住民はスクウォッターと呼べるが、その民族別構成はニアス人、マンダイリン人、ジャワ人、それにミナンカバウ人からなり、総数は数百人に上った。しかしながら、ニアス人の集落だけが襲撃された。さらに、ニアス人の訴えにもかかわらず地元の警察は刑事事件として取り上げなかったことなど、謎が多い。この事件はなぜ起きたのか、インドネシアの他の地域のスクウォッターの問題とどこでどうつながっているのか？

以下、この事件の顛末とその波及する問題を分析する。

## 1 インドネシアにおけるニアス人

ニアス島（面積 4,771 km<sup>2</sup>、人口 75.68 万人（2010 年）は、スマトラ島の西部 130 キロの沖合にある小スンダ列島の島である。言語的にはオーストロネシア語族／北西スマトラ語に属し、メンタワイ語やバタック語、マダガスカル語が同言語グループに属する。形容詞がないなどマダガスカル語と親縁関係がある。行政的には北スマトラ州に属するが、インドネシアの辺境として、差別されている。

西スマトラ州と西パサマン県



19 世紀の半ば奴隷として売られた時期もあったが、奴隷制廃止の世界的な流れの中で廃止された。<sup>3</sup> アンダラス大学史学科のアナトナ

博士の研究から以下引用する。アナトナ博士自身もニアス移民の五世である。昔からニアス島での生活は苦しく、人々はニアスの外で生活の糧を探すことが多かった。それが、プッシュ要因である。

プル要因としては2つ挙げられる。

一つは、アチェ王国繁栄の基礎となる労働者としての需要である。アチェの王族、貴族層が「頑健」と評判の高いニアス人を傭兵として使ったこと。あるいは、当時世界の需要の半分を生産していたアチェにおけるコショウ農園の労働者として利用した。<sup>4</sup>

第二は、ニアス島から距離的に近い西スマトラでの労働者としての需要である。オランダ東インド会社（VOC）自らの手によってニアス島から奴隷を連れてきていた。彼らは、家事手伝いとか菜園での仕事、ヤシの実の収穫作業などに従事した。その後、19世紀の後半オンビリン炭鉱を開発するための鉄道建設が始まると、その労働者として、あるいは、エマハーフェン（テルック・バユール）港建設のための労働者として使われた。

表1は西スマトラ州の中心都市パダン市の人口構成（1819年）である。

表1 1819年のパダン市人口の民族別構成

ムラユ（ミナンカバウ）	7,000人
ニアス	1,500人
アラブ	1,000人
中国人	200人
インド人（Keling）	200人
ヨーロッパ人	150人
合計	10,050人

表1からわかることは、1819年にはパダン市の人口10,050人の内ニアス人は1,500人で約14%を占めている。1832年のパダン市の総

人口は不明だが、ニース島人の 5,000 ～ 6,000 人で、おそらくニース人奴隷が急増した時期であろう。その 30 年後の 1864 年にはパダン市のニース人人口は、1,864 人で、急速に減っている。奴隷の供給が止まったからである。

現在でもニース人労働者は「頑健で、きつい仕事に向いている」と評価されている。日本でいうところの 3K の仕事に向いているという評価で、それは決して褒め言葉ではない。

インドネシア独立後も周辺の人々としてニース人は差別されてきた。プロトマレー系に属するニース人は、プリブミと呼ばれる「インドネシア民族」のなかの最末端を占めている。プリブミは中国人と対比されて初めて意味が出る。

植民地時代、白人（オランダ人）、彼らを補完する勢力としての中国人の下、社会の最底辺に位置づけられてきた「プリブミ」（土地の子）は、独立革命を経て、インドネシア国家の主人公になった。しかしながら、プリブミと言っても、全構成員が対等な立場に立っているわけではなかった。ジャワ人を頂点としたヒエラルキーが貫徹している。植民地時代から、ジャワと外島という対比があったが、それは独立後もプリブミ間の序列関係として引き継がれている。<sup>5</sup>

母系制のミナンカバウ社会にあって、父系制のバタック人、中国人、ニース人との結婚は歓迎されない。アンダラス大学人類学科スリ・セチャワティ Sri Setyawati 博士は、「中国人と結婚しても、ニース人とは結婚するな」という差別的な表現がミナン社会にあると教えてくれた。中国人と同じ父系制の民族ではあるが、ニース人の置かれている地位はそれだけ低いのである。

2005 年 3 月 28 日、2004 年のスマトラ沖大地震の震源域のやや南方のニース島沖で、M8.8 の巨大地震が発生し、ニース島に甚大な被害を及ぼした。数千人が命を失い、多数の家屋が倒壊し、各地でがけ崩れが発生した。この地震により、ニース島の外に出て、いい生活を求

める動きがさらに強くなった。

## 2 西パサマン県におけるニアス人スクウォッター

西パサマン県のパサマン山（別名、タカマウ山／オフィール山）の中腹部には広大な保護林地帯が広がっている。この地域の保護林の起源はオランダ時代にさかのぼる。

西パサマン県森林局のデータによると、キナリ村には2,232haの民衆林（Hutan Kemasyarakatan）がある。コトバル村には1,200haの民衆林がある。民衆林とは、保護林のなかで、何らかの原因<sup>6</sup>で森が破壊された状態になった地帯で、その30%に限って、ドリアンなどの果実がなる植物を植えることが許されている森である。人間の生産活動を一定程度認め、次第に天然の森に戻す過程にある森と定義づけられる。生産と保護の中間地帯である。

パサマン山麓土地利用図



ニアス人スクウォッターの集落、手前の国営第6農園の遠方、パサマン山麓部に住居が点々と展開している



山麓部には国営第6農園のアブラヤシ農園が広がり、インド洋に面するキナリとコトバルの二つのナガリの共有地の境界部分が接している。だが、キナリの住民は行政的にはコトバルにあるギリマジュ支村はキナリに属するとして、コトバルの共有地権を否定している。

こうした保護林、民衆林地帯にニアス人スクウォッターが住み着き始めた経緯は二通りある。

一つは、国営第6農園の元農園労働者が住み着き始めたケースである。焼き討ちにあったニアス人を擁護した国家人権委員会の報告書の説である。その詳細は注11に記している。

1995年ごろからここにニアス島出身者が住み着き始めた。彼らは国営第6農園のアブラヤシ労働者であった。次第に数が増え、最終的には65家族が住んでいた。特に2005年のニアス島大地震の後には、島を出て、ここに住みついた者が急増した。最初は村の許可を得て住み始めた。中にはKTP（居住証明書）を発行してもらった者もいたが、全員ではない。<sup>7</sup>こうしたニアス人の数が増えるにつれ、ミナンカバウ人、バタック人、それにジャワ人も住み着くようになった。全部で

110 家族。

もう一つのケースは、ミナンカバウ人女性と結婚したニアス人 T 氏のネットワークを通して住み着くようになったケースである。2015 年夏のフィールドワークで明らかになった。ギリマジユ村森林保全組合委員長の I 氏とのインタビューで、このルートのことはかなりわかっていたのであるが、T 氏の話は衝撃的であった。

50 歳代の T 氏は若いころ西スマトラに移住し、現在は学校の守衛をしている。ミナンカバウ人の奥さんは学校の先生。母系社会のミナンカバウでは子供は女性の血筋を継ぐのであるが、かれはミナン人社会に一定の足場を築けるようになった。

その彼が、2001 年故郷のニアス島に帰郷すると、彼を頼って何とか生活の場を求めて 2 家族が移住してきた。その後このルートを通して、2010 年までになんと 45 家族が移住してきた。彼は自分の住んでいるギリマジユ村の奥で、耕作ができるように計らった。しかし、「決して保護林の中に入らないように」警告をしたという。<sup>8</sup>

そこは保護林帯の一部の民衆林帯である。彼らは森を開き、野菜、トウモロコシ、パチヨリ（インドネシア語名ニラム Nilam、インド原産シソ科植物、芳香油がとれる）、カカオを主に換金作物として栽培し、アブラヤシ農園の収穫作業をして日銭を稼いでいる。

人数が増えるにつれて、T 氏の最初の警告を無視して、保護林の中に入っていった者もいた。一方、ギリマジユ村の村人の中にも、現有のアブラヤシのプラスマ農園の生産量が、樹齢が古くなって落ちてくると、より大きな生産量を求めて民衆林の中に入り、アブラヤシを植え始めた者もいる。ニアス人はそうした保護林帯の境界部のアブラヤシ農園の収穫作業を担っている。<sup>9</sup>

ますます増加するこうしたスクウォッターに対して、地元のコトバル村とりわけ、ジョロン・ギリマジユ（ギリマジユ支村）の住民がいらだちを表明し始めた。<sup>10</sup>

2009年4月からギリマジユ村の支村長名で、西パサマン県 KPU（選挙管理委員会）委員長、西パサマン県森林局長、そして2010年3月4日にパサマン県長宛に、パサマン山麓に不法滞在しているニアス人に選挙権を与えないでほしい、彼らの存在は山を荒らし、がけ崩れや洪水の原因になっている、よそに移ってもらうか、出身地（ニアス島）に帰還させてほしい、と訴えた。こうした村人の要請には伏線がある。2009年の議会選挙および大統領選挙の時には、パサマン山麓部のニアス人にも投票権が与えられ、投票所まで設置された。ギリマジユ住民はこうした事態に不満を表明したのである。<sup>11</sup>

### 3 焼き討ち事件

2010年4月7日、西パサマン県長（Bupati Pasaman Barat）は、そうした住民の住むところは保護林のなかにあり、「違法」だから、4月28日までに退去するよう警告書を渡した。

4月29日未明、警察とともに600人の住民がニアス島出身者の村に押しかけ、家5軒を焼き払い、中の財産を破棄した。続いて5月6日、2回目の焼き討ちが起きた。さらに5月22日、3回目の焼き討ちが起きた。焼き討ちはニアス島住民の家を集中的に狙っていて、他の民族の住民の家屋には被害は出ていない。

ニアス住民は地区警察に4度事件の報告を行ったが、「事件」として受理されなかった。その後319人の住民がニアス島に帰還した。

そうしたなか、5月6日、住民はインドネシア人権委員会（KOMNAS HAM）に被害を報告した。5月中旬インドネシア国家人権委員会西スマトラ支部の一行5人が現地入りして、被害を聴取した。

国家人権委員会が最初に声明を発表したのは、第3回目の焼き討ち事件が発生した直後である。このケースでは被害者の家屋はプラスマ農園内に位置していて、正規の居住証明書も持っている。そのため、西パサマン県と西パサマン警察へ、国家人権委員会西スマトラ支部長

年（代）	出来事
1990年代半ば	パサマン山麓へのスクウォッターの始まり
2005年	3月28日 ニアス島大地震による移住者の増加⇒パサマン山麓でのスクウォッターの増加
2009年	地方議会選挙、県長選挙、大統領選挙時にニアス人スクウォッターへの選挙権付与 ニアス人への選挙権付与への反対表明（4月以降）
2010年	4月7日 西パサマン県長による退去命令（4月28日まで） 4月29日、5月6日、5月22日（いずれも未明）襲撃事件 5月6日 住民、被害を警察に報告 5月7日 ニアス住民、西スマトラ州国家人権委員会へ被害の報告 5月13日～15日 国家人権委員会による現地調査 5月22日 国家人権委員会による所有権の設定されているLS氏宅襲撃事件への非難声明 5月28日 国家人権委員会によるニアス人スクウォッター襲撃事件襲撃声明 6月4日 西パサマン県長による反論

表1. ニアス人スクウォッター関連年表

名の抗議文を送付したのである。<sup>12</sup>

「たとえ保護林地帯に住んではいても、こうした過剰な暴力は人権侵害であること、またニアス人だけを狙い撃ちにした今回のケースは民族人種による差別を禁じている憲法違反である」と強く抗議した。

そして、5月28日、西パサマン県長宛の調査チーム長名の声明が発表された。それによると、パサマン山麓のニアス人集落の存在は、①郡長が認めた居住証明書があること、②すでに15年以上居住していること、③2009年の選挙時に選挙権が与えられていること、などから「正当」であるとした。さらに、たとえ保護林地帯に住んでいたとしても、他にミナン人、ジャワ人、マンダイリン人なども住んでいたのに、ニス人の集落だけが狙い撃ちにされたのは、人種と民族による差別に禁じた法律第40号違反である、と断じた。

この声明に対して、西パサマン県長は6月4日反論している。<sup>13</sup>その内容は、①西パサマン県は異なる民族を差別したことはない、②保

護林は保護されるべきであり、2009年3月に違法に住む人々へその違法性を指摘した、というもので、県の責任を全面的に否定している。

#### 4 襲撃事件後のニアス人スクウォッター

2010年の襲撃事件後、300人以上のニアス人が帰郷したが、隣のキナリ村の保護林帯に移住した者もいる。帰郷者には一部補助金が出た。また、引き続きその地に残った者もいる。キナリ村では、そうした「違法な」滞在者を全面的には認めておらず、いずれまた衝突事件が発生する可能性はある。

ギリマジユの保護林帯に住み続けているニアス人集落を2015年8月末訪ねた。2014年8月この集落を4～5キロ下から見て以来、何とかそこに行けないかと考えてきた。

しかし、それは難行であった。ギリマジユ村からバイク4台で出かけたのであるが、わずか5キロの道は、オフロードのモーターサイクルレースのような趣であった。舗装路はほとんどなく、小石がむき出しの悪路が続いたし、上になると、轍が何重にも深くえぐれ、何回もバイクから降りて歩かざるを得なかった。60歳を過ぎてからこんなことをすることにいささか疑問にも感じたが、そこを見つめないことにはこの問題は論じられないと思い、決断した。上りは休憩時間を入れて2時間かかった。下りは1時間余りだったが、途中から雨が降りだし、大変な目にあった。

そこはインドネシア語でHuluという言葉にぴったりのところであった。川の上流部という意味であるが、最果ての地という意味もある。下の村からわずか5キロばかり山麓を上ったところであるが、保護林の境界ギリギリの地帯である。かれらはアブラヤシ園と保護林帯の境界部に住んでいる。インドネシア語で他人の家、土地に仮住まいしている(Numpang)という表現がぴったりである。

作られてから10数年たつという家の中で、数人のニアス出身者3

名とインタビューすることができた。ニアス島での生活が大変なので、直接この地にやってきた。農業をしたかったので、ここを選んだとか。トウモロコシとパチヨリを主に換金作物として栽培し、アブラヤシ農園の収穫作業をして日銭を稼いでいる。彼らが耕している一帯は、すでに保護林の中である。

集落への道、道は雨で轍跡が深くえぐられ、急勾配部ではバイクも押して進まざるを得ない



アブラヤシ・プラスマ農園と「違法」居住地帯



まだ30代の初めから20代後半と思しき3人であるが、子供が5～6人もいるという。125家族が住んでいるこの「村」には学校も、診療所もない。電気はなく、石油の灯心だけが唯一の灯りである。水は小さな川の水源をせき止めて得ている。水浴もそこです。その子供たちは学校教育を全く受けていない。下の村まで通うには遠すぎるし、たとえ通えたとしても、子供の数が多いので、十分な費用を負担できないので、途中でドロップアウトしてしまうであろう。

保護林のことを知っているかと尋ねると、「知らない」という。下の村では、彼らの存在を心よくなく思っているミナン人が多数いて、また、暴力的な手段で追い出されるという事件が起きかねない。近くの森はすでに伐採されて何もなく、木材がほしいときには、より保護林の中深く入っていかざるを得ない。21世紀のこの時代に、まだ開拓時代そのままの生活が存在していることにショックを受けた。

ニアス人住居



住居の内部、3人のニアス人男性とそのなかの一人の妻と妹、子供たち



英名パチョリの葉を煮詰めて、  
ニラム油を精製する作業



収穫したアブラヤシ果房をバイクの荷台で運ぶ、非常に効率の悪い作業



## 5 考察

### 5-1 ニアス人への差別感情

この事件の背景には、ニアス人对ミナンカバウ人、あるいはキリスト教徒対イスラームなどの対立が潜在化している。

ミナンカバウ人にはニアス島人への抜きがたい差別意識がある。「中国人と結婚しても、ニアス島人とだけは結婚するな」という表現について先に紹介した。だが実際には、ミナンカバウ人とニアス島人との通婚関係は普通にみられるが、彼らへの差別意識は強い。パダン市にもニアス人コミュニティがあるが、彼らの存在は目に見えない。

ニアス語がインドネシア語と大きく異なることは既に述べた。またニアス人のなかで、いまだにインドネシア語を十分に話せない人もいることは確かである。アブラヤシ農園ニアス人労働者にインタビューしようとした際、ニアス人が来ないことがあったが、その理由として他の民族の労働者は「彼らはインドネシア語がうまく話せない」などと言っていた。

この事件を担当した国家人権委員会西スマトラ支部でのインタ

ビューの際にも、ニアス人への差別意識まっだしの発言が聞かれた。「彼らはインドネシア語ができず、コミュニケーションをとるのが本当に難しかった」と当時の担当者がいったのには驚いてしまった。わざわざパダンまで来て、国家人権委員会に彼らの窮状を訴えるわけであるから、インドネシア語のできる者を代表に選んでいるはずである。実際、私がインタビューしたT氏とか、キナリの民衆林内に住んでいる人々も、インドネシア語でもコミュニケーションが十分にできた。

あるいは、国家の役人に訴えるというめったにない状況下で極度に緊張したとも考えられるが、それをインドネシア語ができない、と決めつけるのには、アプリアリな差別意識が前面に出ているとみていいだろう。

こうした差別意識があるうえに、宗教が異なるということでもさらに憎悪されているといえる。同じくパサマン山麓の不法居住者でも、ミナン人、ジャワ人、マンダイリン人には全くお咎めがなかった。ニアス人のみに対して激しい暴力が振るわれた。そのダブルスタンダードを説明するもう一つの原理がイスラームとキリスト教という宗教の違いである。同じイスラームであるミナン人、ジャワ人、マンダイリン人には兄弟意識を持てても、キリスト教徒のニアス人には憎悪の感情しかわいてこなかったといえる。これは、コトバルでも、キナリでも、等しく指摘されることであった。

## 5-2 2009年の西パサマン県の地方政治との関係

こうした一般的なニアス人への差別意識が直接の暴力事件として噴出した要因が2009年の西パサマン県の県長選挙に関係する。

この地にニアス人を最初に連れてきたT氏のおいでで当時24歳になるTHはこの県長で当選したS氏の選挙運動を手伝い、西パサマン県に住む1万5000人のニアス人の支持を取り付け、彼の当選に少なからず貢献した。ところが、その「御礼」に1,500万ルピア（2015年秋

のレートだと 11 万 3000 円余り)しかもらえなかったことに腹を立て、彼は自分の支持した候補者を寝返って、対抗馬にこうした裏事情を暴露した。その後当選者の資格を巡って紛糾したが、結果が覆ることはなかった。

TH の動きはその後不可解な一途をたどる。周りに何の相談もなく、イスラームに改宗したことで、それが政治的な動機から出た動きであることが明らかになった。ニアスにはプロテスタントが 18 世紀から普及したが、一部はカトリックもいる。しかしいずれにせよ、ニアス人はキリスト教徒なのである。その彼がイスラームに突然改宗したものだから、周りは驚愕し、怒った。

その後、2010 年 3 月、ギリマジユの青年 U と殴り合いのけんかを起こした。殴られた TH は友達を連れて U 宅に来たので、U は隣人宅から蛮刀を借りて応戦した。U は警察に逮捕されたが、これを契機として事件は一気に拡大した。

U の行為そのものは非難されるべきことではあるだろうが、もっと深い原因が背景にあること、つまり、保護林帯に数百人のニアス人がいることそのものを問い直す動きが出てきた。日ごろは口にしない不満が次々に出てきた。事件はニアス人への差別感情を一気に噴出させた。イノシシや蛇を食べないミナン人にとって、川の上流部でそうした「不浄な」食べ物を食べ、残飯を川に流す人びとの存在が突然許せなくなった。こうした森の中で暮らす人々は定着志向がなく、しょっちゅう移動している。また村に死者が出ると、移動をするという。こうした生活様式も麓の定着住民の怒りを買った側面もあるのだろう。

村人の怒りは次第に大きくなり、デモを起こし、最終的には県知事も対抗策を支持するようになった。県知事の決断の背景に TH への恨みがあることは明らかである。

### 5-3 KTP（居住証明書）の正当性

事件の謎の一つがKTP（居住証明書）を持っているかどうかという問題である。インドネシア人ならだれでも携行しなければならないこの居住証明書を、全員ではないがニアス人側は持っていると言われ、ギリマジユ村の人々はそれを否定する。

まず持っているという主張だが、ルハック・ナン・ドゥオ郡長名の居住証明書であり、正当だと主張する。国家人権委員会側もそれを認めている。

しかし、ギリマジユの住民は手続き違反であると主張する。居住証明書はまず、ギリマジユのジョロン長が認め、それをナガリ長に上げ、最終的に郡長の許可が出るべきであるのに、その手続きがなされていないという。

インドネシアの常として、こうした行政手続きには、いくばかりかのお金がかかるのであるが、郡長が不正なお金を得て、手続きを行ったのか、あるいはニアス人が途中のプロセスを飛ばす書類をでっちあげて、郡長の証明証を得たのか、判然とはしていない。

西パサマン県長は、最終的にはギリマジユの住民の主張を認め、パサマン山麓のニアス人は保護林帯に「違法な」滞在をしていると認め、彼らを追いだす行動に許可を与えた。しかしながら、彼の決定には、自分の手先として動いていたニアス人 TH の「裏切り」への報復という側面があったことを否定できない。TH の行方は現在わからない。

### 5-4 ニアス人スクウォッターの権利

この襲撃事件が不当なものであることを国家人権委員会は以下の3つの理由を挙げて訴えている。国家人権委員会は国家機構の一つではあるが、人権侵害事件を精査し、独自の勧告を行うが、彼らには執行権はない。彼らの見解が生かされるかどうかは、保証の限りではないが、インドネシアの良心の声であると捉えることも可能である。

まず指摘されているのは、人権に関する 1999 年法律第 39 号違反である。特にこの見解は、保護林内での「違法な」滞在ではなく、保護林との境界ギリギリではあるが、地元の住民のプラスマ農園内に居住している S 氏の住居が破壊されたことに対して述べられている。明白な刑事事件であり、警察は首謀者に法律を適用するよう求めている。

つぎに援用されているのが、人種民族に基づく差別を禁じた 2008 年法律第 40 号への違反である。その根拠になっているのが、この襲撃事件の被害者がニアス人だけであり、同じようなスクウォッターである地元のミナン人、あるいはジャワ人やマンダイリンなどのスクウォッターはまったくお咎めなしという事実である。

ニアス人だけが狙い撃ちにされたのは、人種民族に基づく差別がそこに働いたからであると指摘できる。ニアス人差別の背景は既に述べたが、そうした差別感情がこれだけ露骨に出現したことには驚かされる。

第 3 の根拠が 15 年以上耕作し続けてきたという「耕作権」である。その間、地元の住民は彼らの存在に対してほとんど何らの苦情も申し出てきた事実はない。はっきりしているのは、2009 年の選挙（地方議会選挙、県長選挙、大統領選挙）に際して、パサマン山麓のニアス人に対して選挙権が与えられ、そこに投票所が設けられたという事実である。こうしたことに対して、地元のギリマジユで反対の声が出され、それが襲撃事件へと続いていく。

たとえ違法な地であっても、長い間耕作してきたという事実は、耕作権（Hak Garapan）を主張しうる根拠となる。ニアス人はミナン人のような「共有地権」を主張できないが、彼らをそこに居住させ続けてきたという点では、地元の住民側も間接的に同意してきたということはできる。

耕作権は 1960 年の土地基本法では規定されてはいない。また現行法規でもそれについて明確な規程はない。ギリマジユのニアス人の場合、郡長の発行する居住証明書に基づき、15 年以上住み続けたわけ

であるが、そこが保護林帯であったならば、問題外である。しかし、そこが保護林内の民衆林、つまり、30%の面積の範囲内では一定程度の経済活動を認められるという一帯であったならば、彼らの存在は違法とも言えなくなる。

このケースの場合、居住証明書の妥当性そのものが争われていて、グレーな部分は残るが、少なくとも、彼らの存在が誰の眼にも明らかになる 2005 年のニアス大地震後の数年間、その存在を問題視する発言はなかったわけで、ニアス人側に一定の権利を認めることが必要になるであろう。<sup>14</sup>

この耕作権という関連から、デサ・バル村で起きている紛争が興味深い。デサ・バルは西パサマン県の最北部、西スマトラ州と北スマトラ州との州境に位置する。アイル・バンギスという港から内陸に入った一帯に位置する。この村には 1939 年以來オランダによる移住政策が進められ、それはインドネシア独立後の 1950 年代からも継続された。1999 年の地方自治法によって、この村は西スマトラ州の行政機関の末端を担うナガリとなった。人口 12,000 人。ミナンカバウではなく、ジャワ人やバタック人、マンダイリン人などが多数を占め、ミナン人は少数派である。そんな村であるから、ナガリとして認められても、ミナンカバウ母系制を支えるタナ・ウラヤット（共有地）は存在しない。その代わりに、オランダ時代に作成された村の境界が存在していて、村人はそうした条件の下、森に入ってインドネシア語でパラウイジャ（コメ以外の作物）を作っていた。

ところが、1980 年代末からアブラヤシ開発が始まると、こうした村人の存在が邪魔になってきた。アブラヤシ栽培には数千ヘクタールもの広大な土地が必要で、デザ・バルの人々を何とか追い出そうと政府、開発業者は考えた。2000 年に入ってから、県によって裁判に訴えられ、彼らの活動は「違法」と認定された。それでも森に入るこ

とをやめなかったので、重武装の警察機動隊が襲撃を始めた。数人が殺され、多数がけがをし、数千人が森から追い出された。

デサ・バルのケースは西スマトラ州の土地紛争の中では異例である。母系制に基づく共有地権を巡る戦いではなく、オランダ時代に設定された村の土地の有効性の問題である。元ナガリ長は「森だけではなく、自宅の権利も認められていない。そのため、政府の都合によって、いつ追い出されるかわからないから、我々は必死なのだ」と訴えていた。

このケースは、移住者が土地権を主張できるかどうかという問題である。彼らはオランダ時代の開発政策でその土地が住民に与えられた土地（Verponding）と主張しているが、ミナン人のような賃貸契約（Erfpacht）を結んでいるわけではない。その意味では彼らの主張には無理がある。

しかしながら、すでに何十年とそこに居住し、村を作り、生活を送ってきたわけであるから、少なくとも「耕作権」は主張できる。住居を含め、田、森林に対する土地権を主張できるかどうかは疑問な点はあるが、アブラヤシ開発を行うということからすると、他の移住者と同じ権利、つまり、2ヘクタールの土地（0.5haの住居と菜園の土地を含む）だけは認めるべきである。何の保証もせず、全面的に立ち退きを迫るとするのはフェアではない。

今後他地域での同様なケースと比較検討する必要がある。

### 〔注〕

- 1 本研究は、科学研究費基盤研究（C）「インドネシアのアブラヤシ農園労働者をめぐるヘゲモニー関係の研究」（2014年4月～2017年3月、課題番号26370961）による研究成果の報告の一部である。
- 2 後で記すように、2010年時点で、西パサマン県には15,000人（以上）のニアス人がいる。民族集団ごとの人口統計はないが、15,000人の大部分がアブラヤシ農園労働者であろうと推測される。
- 3 出典 Anatona, "Perdagangan Budak Pulau Nias 1820-1860, Tesis S2 Program Pasca

Sarjana Universitas Gadjah Mada, unpublished, 1820 - 1860

- 4 アンソニー・リードは19世紀のアチェのコショウ栽培について以下のように述べている。The Pre-colonial Economy of Indonesia, Bulletin of Indonesia Economic Studies, 1984, pp154-55, 1984.

「15世紀から17世紀にかけて（インドネシアの）主要な農産物はコショウであった。主な需要の地域はヨーロッパと中国で、年々増加した。スマトラへのコショウ栽培は1400年ごろインドから伝えられたが、100年か150年のうちにインドネシアがインドに代わって世界の主要なコショウの供給地になった。アチェ人、ミナンカバウ人、南スマトラ人、それにボルネオ島のバンジャル人がそうした機会を利用した。1620年頃には、南スマトラからの供給を受けた西ジャワのバンテンが毎年5000トン、ジャンビが約3000トン、アチェ支配下のスマトラ西海岸部が2000トン、それにバンジャルマシンが500トン積みだしていた。17世紀にコショウの価格が劇的に下がったのに対応してヨーロッパ人の（おそらく中国人も）コショウの消費は急速に上昇したけれども、17世紀末にはヨーロッパ人のコショウ消費量は4000トン余りであった。17世紀末にはコショウはもはや魅力的な商品ではなくなっていたが、それに加えてオランダとイギリスの東インド会社とその供給源を独占し、支配しようとした。にもかかわらず、18世紀末にはアメリカとフランスの商人がコショウの「自由な」供給源を求めて、英蘭の独占支配権を打破した時、アチェはその挑戦に応え、19世紀には毎年8000トンの生産に拡大したが、それは当時の世界の需要の半分を占めた。」

- 5 こうした認識は、英語の先住民（Indigenous People）をインドネシア語でどう訳すのかという論争のなかに知ることができる。国連で先住民権が認識されるようになった1980年代以降、インドネシア語で先住民をどう訳したらいいのか、大きな議論になった。以下拙著、『インドネシアの土地紛争——言挙げする農民たち』2011年、第2章の一部を引用する。

NGO運動に大きな根拠を与えたのが、「先住民」という概念である。インドネシアでは、そのまま英語が使われる場合もあるが、その英語をインドネシア語でどう表わすべきかが大きな議論になった。最終的には「慣習法社会／慣習法民」（*masyarakat adat*）という言葉に落ち着いたが、そこに至る過程で複雑な政治的闘争がみられた。

先住民と非先住民との違いを明確にするのは困難である。1970年代から80年代にかけてこの用語が国際的に使用されるにつれて、インドネシア政府は「全インドネシア人が先住民である」と主張した。しかし、アジア系外国人（中

国人、インド人、アラブ人)の子孫を除いて、インドネシア人のすべてが先住民といっても、バプアの人びとをジャワ人と同列に位置付けられるか。マドゥラ人にダヤック人を先住民とみなすよう説得できるか。インドネシア国内での「先住民」の置かれている利害関係が複雑にからんで、この用語のコノテーションは多岐にわたり、政治的な意味合いを含まざるをえなかった。

1993年南スラウェシの闘争を支援するために集まったNGO団体が、先住民あるいは部族社会(tribal society)に代わるインドネシア語を創った。「オラン・インドネシア・アスリ(インドネシア在来人)」「マシヤラカット・フクム・アダット(慣習法規範社会)」「パンサ・アスリ(本来の民族)」など多くの候補があったが、「慣習法社会/慣習法民」(マシヤラカット・アダット)に決定された。インドネシア語のマシヤラカットとは、社会、コミュニティ、そこに住む人々、など多義的であり、日本語には訳しにくい、「慣習法社会/慣習法民」と本書では訳す。それは、「特定の地理的な領域にその祖先を持ち、特有の価値、イデオロギー、経済、政治、文化、社会、土地管理方式を持つ人びと」と定義された。

バプアの代表は、「オラン・インドネシア・アスリ(インドネシア在来人)」という言葉だと、彼らの慣習法に対する闘いは分離主義、人種主義だとみなされるとして強く反対した。オランダ植民地時代にヨーロッパ人、混血以外の「土地の子」を意味するプリブミだとあまりも一般的で、単に中国人、アラブ人、インド人でないインドネシア人一般をさすものとして反対された。慣習法社会/慣習法民は慣習法規範(フクム・アダット)が支配する状態の一般的な用語である。マシヤラカット・フクム・アダット(慣習法規範社会)では法規範に限定され、儀礼や制裁を伴わない他の規範は抜け落ちてしまう。

ルーカスとウォレンは、「先住民」という言葉の政治的な背景をつぎのように説明している。インドネシア政府は「先住民」という用語の持つ政治的な意味合いを嫌い、また人口的には少数派であるが、経済力を持つ中国人の政治的覚醒を恐れていた。「慣習法社会/慣習法民」という言葉は、独立以来インドネシアを政治的にも文化的にも支配してきたジャワ人から他の民族を区別する意味で妥当な表現である。「慣習法社会/慣習法民」とはインドネシアのアダット下にあるマイノリティ住民の集約的な用語になった。

1993年のスラウェシ会議への参加者はこの「マシヤラカット・アダット」を闘争組織として組織化し、それを基盤に大衆運動を展開することが確認された。

- 6 いろいろ原因は考えられるが、「違法伐採」が最も大きな原因ではないだろう

か。近隣住民の違法伐採もあるだろうが、軍警察関係者の組織的な違法伐採が最も致命的な打撃となる。

- 7 支村長は同意したが、それを郡長 (Camat) には報告をしていない。その意味で、その手続きには瑕疵があると後で批判された。
- 8 最初の人々は彼の助言に従っていたのだろうが、次第にその数が増えるにしたがって、彼の制止は無視されたのであろう。
- 9 こうした地域まではトラックは来られない。収穫されたアブラヤシ果房はバイクで運搬されるが、輸送費が高くつき、利益率は低い。
- 10 2009年4月6日

ジョロン・ギリマジユ長 (Kepala Jorong Giri Maju) から西パサマン県選挙管理委員長 (Ketua KPU Pasaman Barat) 宛書翰。(原文はインドネシア語中島訳、以下同じ)

パサマン山麓に「違法な」居住をしているニアス人に KPU の権利が与えられようとしているが、正規な住民ではないので、認めないでほしい。

2009年4月30日

Kepala Jorong Giri Maju から Ketua KPU Pasaman Barat 宛書翰 (同)。

4月27日住民総会を開き、以下のことを決定した。

- 1 彼らは「不法滞在者」であり、ギリマジユの住民ではない。その理由は最初にジョロン長の許可を得ていない。
- 2 こうしたデータの開示がのちの対立につながることを恐れている。
- 3 KPU がギリマジユの彼らを選挙の入れることを決定するのであれば、コトバル、キナリのすべての関係者を交えて決定してほしい。

2009年7月7日

ギリマジユ住民の総意によるラハン・ナン・ドゥオ郡選挙管理委員長宛書翰 (同)

1年前に彼らの居住地に投票所が設置されたが、われわれの抗議にもかかわらず、撤去されていない。こうしたことは容認しがたい。

2009年9月10日

コトバル村 (Pemerintah Nagari Koto Baru) 森林局長 (Bapak Ketua Dinas Kehutanan) 宛書翰 (同)

かの地のニアス人は既に多数になっている。彼らの存在は保護林の保全にとっ

て問題で、がけ崩れ、洪水の原因になっている。全住民の名において、不法な滞在をしているニアス人を退去させるべき処置を速やかにとってほしい。

2010年3月4日

ジョロン・ギリマジユ長（Kepala Jorong Giri Maju）から、西パサマン県長宛書翰（同）

くだんのニアス人に投票権を与えないでほしい。

2010年4月6日

ギリマジユ住民の総意として西パナマン県政府宛書翰（同）

われわれはニアス人の存在を認めない。地方政府は彼らを他の地域に移動させるか、彼らの出身地へ帰還させてほしい。

- 11 2010年5月28日付のこの事件の調査チーム長メンドロフィア（Mendorofia）氏の名前で出された、「西パサマン政府機関によるパサマン山麓ギリマジユ村のニアス人追放事件について」と題する声明の中で、①パサマン山麓のニアス人に対して2009年選挙の選挙権が与えられていること、②ギリマジユ村が属するルハック・ナン・ドゥオ郡（Kecamatan Luhak Nan Duo）の郡長によるKTP（住民登録）がなされていることが記されている。

2010年6月7日

西パサマン政府機関によるパサマン山麓ギリマジユ村のニアス人追放事件について（同）

## 1 背景

ギリマジユにおける最初のニアス人は1995年であり、その後65家族に達した。2005年のニアス大地震後さらに増えた。彼らの存在はデサで認められ、ルハック・ナン・ドゥオ郡では居住証明書を発行された。だから彼らは西パサマン県の住民であり、土地の所有権を持っている。すでに彼らはセメント製の家を何軒か建てた。そして2009年の選挙（大統領選、議会）の際選挙権を与えられ、実際彼らの住む地には投票箱が置かれ、西パサマン県の関係者が管理した。

## 2 クロノロジー

### 2-1

2010年4月7日西パサマン県長シャヒラン氏は「違法滞在する」ニアス人に対して覚書を渡した。それはさる3月31日の調査で彼らの滞在は保護林帯

内に入っていることが判明したので、4月28日までに退去しろという内容。

## 2-2

4月29日、SATPOL（地方公務員からなる自警組織）や政府職員、それにギリマジユ村の住民総数600名が件のニアス人集落を訪れ、家5件を焼き、そのほかに貴重なニラム（パチョリ）油60キロ、ニラムの葉80キロを焼いた。

続いて5月6日2回目の焼き討ち。警察と住民200名、家4軒、ニラム油350キロ、250キロのカカオ、などが焼かれた。

ニアス人はこの事件をPolres Pasaman Barat（西スマトラ県警察）に4回も出向き、事件として受理するよう要請したが、取り合ってもらえなかった。

5月22日午前零時30分、ブラスマ農園内にあるスリウス・レラ（Serius Lela）の自宅がギリマジユの何者かによって放火された。その家には所有権が設定されていて、証憑もある。その前に50人のものがギリマジユで集会を開いていて、その後押しかけてきた。

スリウスは翌朝パサマン警察に行き、事件を報告し、事件の受理証明書を発行してもらった。

## 3 帰還

その後319人のニアス人が南ニアスに帰村。帰村費用は自腹（一部は県から補助された）。

22家族150人が残っている。

## 4 国家人権委員会への報告

5月7日、国家人権委員会本部（ジャカルタ）に報告があり、その後5月13日から15日に国家人権委員会（西スマトラ支部）による査察。この事件は人種と民族による差別を禁じた2008年法律第40号に違反する。

西パサマン県長がSATPOLに命じてニアス人の追い出しを行ったことは、地方の条例に従ったまでのことで、国家法に違反している。

## 5 要約

5-1 ギリマジユのニアス人集落の存在は法律に照らせば「正当」である。彼らはすでにその地に15年以上住んでいて、県政府は彼らを追い出だす手続きをこの間取ってこなかった。また彼らには郡長による居住証明書が発行されている。

5-2 彼らは2009年の大統領選挙で選挙権が与えられ、その地に投票所も設置された。

5-3 すでに所有権の設定された住居を所有していた。

5-4 市民警察とその一行が行った行為は法律違反である。

5-5 西パサマン警察が一連の講義を受け取らなかったのは法律違反である。

5-6 西パサマン県のニアス人への方針は2008年の人種と民族に基づく差別を禁止する法律第40号違反である。

5-7 ニアス人になされた行為はすべて関連する法律に基づいて検証され、処罰されるべきである。

5-8 保護林内でのニラムやカカオ園の存在が本当ならば、ムシャワラーとムファカットを経て処理されるべきである。

5-9 問題の解決のため。南ニアス県長と西パサマン県長の間の会談が行われることを希望している。

2010年5月28日

調査チーム

AM.Mendrofa, SH, MH

Ketua.

## 12 国家人権委員会西スマトラ支部

パダグ 2010年5月22日

西パサマン県長殿

西パサマン警察署長殿

2010年5月22日国家人権委員会西スマトラ支部は、ルハック・ナン・ドゥオ郡コトバル村ギリマジュ支村のニアス人所有の家屋が破壊され、焼き討ちされたという情報を得た。

われわれの得た情報によれば、こうした破壊行為は2010年5月21日夜、11時ごろからまずスリウス・レラの家への投石から始まり、その後日付が変わった午前1時焼かれた。こうした破壊行為の結果2軒の家が焼かれ、中にあった家具類がすべて破壊され、9台のバイクが完全に燃やされた。

現在に至ってもなお西パサマン県は何の対応もとっていない。

1 パサマン山麓で「不法に」耕作しているのは、ニアス人だけではなく、ミンナン、ジャワ、バタック・マンダイリンなどがいるが、ニアス人の集落だけが数激されたのはなぜか？

2 ニアス人の受けた損害に対する補償がなされていない。

1999年の人権に関する法律第39号により、以下のことを声明として発表する。

- 1 同法律第9条により、すべての人間は最低限の生活水準を維持する権利を持つ。
- 2 同法律第29条のより、すべての人間は公正な人権とその保護御受ける権利を有する。
- 3 同法律第29条により、すべての人間は安寧に過ごす権利を有する。
- 4 人間として保護される。
- 5 所有権、労働権、居住権は保護される。
- 6 国家は国民にそうした権利を保障する義務を負う。

以上により以下のことを提言する。

- 1 西パサマン県に対して
  - A ニアス人とミナン人がこれ以上対立することを防ぐ手立てをとること。
  - B 「不法」滞在者に対して民族差別をしないこと。
- 2 西パサマン警察に対して
  - A 被害者に対して保護を与えること
  - B 破壊行為を行った者にしかるべき処罰を与えること

国家人権委員会西スマトラ州支部長

Ali Ahmad

- 13 2010年6月4日  
西パサマン県長  
国家人権委員会西スマトラ支部長殿

2010年5月28日付の貴殿の書翰に以下お答えします。

- 1 西パサマン県はミナン人、マンダイリン、ジャワ人、ニアス人、スンダ人、バタック人などが住む多民族の県である。
- 2 西パサマン県が民族差別を行ったことはない。
- 3 ニアス人への差別を県が行ったことはない。
- 4 県がパサマン山麓部に住む住民には分け隔てなくその違法性を通知している。
- 5 森林に関する1999年法律第41号、1999年森林大臣令第422号に基づき、西パサマン県には12万3,000ヘクタールの保護林があり、その一部がパサマン山麓部の保護林である。
- 6 保護林は常に保護されるべき地帯であり、そこから流れる水は西パサマン県住民の水源である。
- 7 保護林を保護するために県は以下のことを行っている。

A 2009年3月14日付に県長名で違法な耕作を禁じる通達を出した。

B 違法な滞在を禁じる2009年4月29日付ルハック・ナン・ドゥオ郡長名の通達を出した。

14 Cara Meningkatkan Status Tanah Garapan Menjadi SHM

<http://asriman.com/cara-meningkatkan-status-tanah-garapan-menjadi-shm/>